

学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）の報告について

令和5年5月23日改定
静岡県立大学 学生室
健康支援センター

学生（研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生等を含む。以下同じ。）が、学校保健安全法施行規則に規定されている学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という。）にかかった場合、またはその疑い（風邪症状）がある場合には、学校感染症のまん延防止を図るため、本学への登校（授業への出席のほか、本学で行う研究等活動への参加をいう。）及び学外における本学の教育研究活動等への参加を一切禁止する措置（以下「出席停止」という。）を行う。

以下の流れに従って大学に報告してください。 ※これらが無い場合は、出席停止扱いとはなりません。

①学校感染症が疑われる症状（発熱、のどの痛み、咳などの風邪症状）がある場合は、大学を休む
※感染症が疑われる症状がある場合は、医療機関にかかることを推奨する

②当日中に学校感染症報告フォームに入力する

※回復後に学校感染症報告フォームへ入力しても、出席停止扱いにすることはできません

③出席停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、授業担当教員に以下の事項を連絡する

- ・学校感染症（又は疑い）にかかり出席停止となったため授業等を欠席すること
- ・欠席する授業日

④「健康観察表」に出席停止期間中の体調・症状等を毎日記入する

⑤回復後、健康支援センターで必ず健康チェック（出席停止期間の記入と確認印の押印）を受ける

※インフルエンザや新型コロナに感染またはその疑いで休んだ場合は、健康観察表とお薬情報、医療費明細書、検査結果等を提出

（検査キットの結果の写真は学生証と時計などの日時がわかるものを一緒に同一画面に撮る）

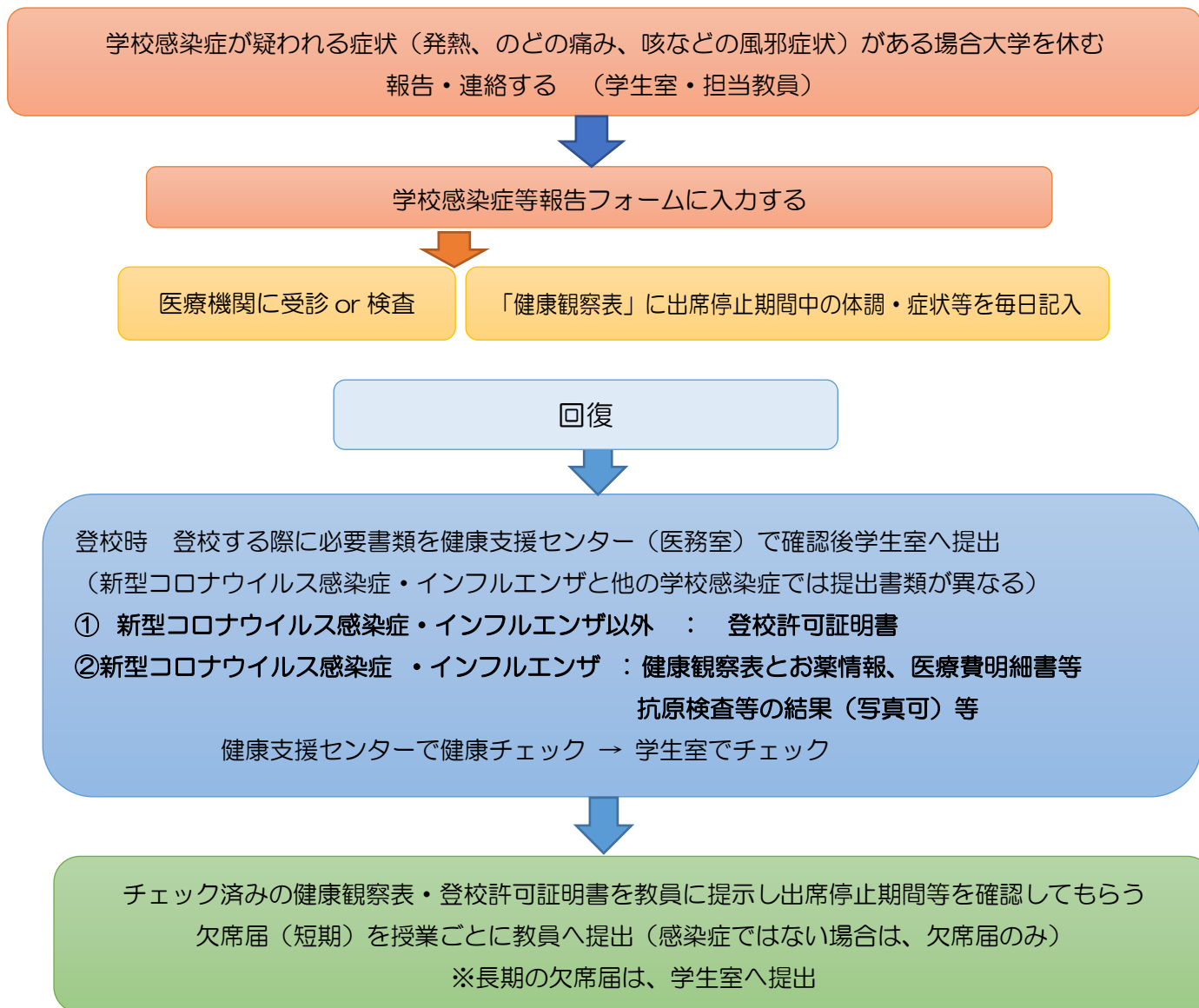
※インフルエンザや新型コロナ以外は、医療機関で記載した『登校許可証明書』を提出

⑥健康チェック後、学生室に「健康観察表」または『登校許可証明書』を提出し、確認印を押印してもらい、欠席届（短期）を受け取る

⑦授業担当教員には、「健康観察表」または『登校許可証明書』を提示し、（教員は出席停止期間と確認印をチェック）、欠席届（短期）は提出する

⑧通常の体調不良の場合は、これまでと同様、回復後学生室にて欠席届（短期）をもらい、授業担当教員へ提出する

〈報告の流れ〉（令和5年度）



*学生の対処

症状を自覚→欠席することを担当教員へ連絡→報告フォーム入力→受診あるいは自己検査→既定の期間自宅療養+健康観察表記入→回復後、健康支援センターと学生室に行く（「出席停止扱い」を希望する場合には所定の書類を持参）→欠席届（「出席停止扱い」であれば健康観察表に押印）→授業担当教員へ届け

*教員の対処

学生から欠席の連絡→学生が回復後、欠席届を持参（「出席停止扱い」の場合はチェック済みの健康観察表を確認）→通常の欠席あるいは「出席停止扱い」の確認→ユニパに入力（「出席停止扱い」の場合、公欠（出席停止）入力→（授業ごと）必要であれば課題等の措置